

2024 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 ENEOSホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮田 知秀
コード番号 5020 東証プライム・名証プレミア
問合せ先 インベスター・リレーションズ部 IRグループ マネージャー
江口 小百合
(電話番号 03-6257-7075)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社(社長:宮田 知秀)は、本日開催の取締役会において、2024 年 6 月 26 日開催予定の第 14 回定時株主総会に、以下のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の理由

当社では、取締役は経営の基本方針の決定および業務執行の監督の機能に重点を置き、執行役員は機動的に業務を執行する機能を担うこととした上で、両機能を分離することにより、経営の健全性および効率性の確保を図ってきました。

今般、こうした取組みが十分に定着していることを受け、業務執行の最高責任者が執行役員の役位であることを明確にし、また、最適な業務執行体制の機動的な構築を可能とするため、役付取締役に関する規定を変更し、これに伴い、株主総会の議長に関する規定を変更するものです。

2. 定款変更の内容

現行定款および変更案は、次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(議長) 第 16 条 株主総会の議長は、 <u>社長</u> がこれに当たる。 <u>社長</u> に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。	(議長) 第 16 条 株主総会の議長は、 <u>取締役会の決議によってあらかじめ定めた代表取締役</u> がこれに当たる。 <u>当該代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。
(代表取締役および役付取締役) 第 25 条 (条文の記載省略) 2 当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から、 <u>社長 1 名を選定し、また、会長および副会長各 1 名を選定することができる。</u>	(代表取締役および役付取締役) 第 25 条 (条文は現行どおり) 2 当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から会長および副会長各 1 名を選定することができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024 年 6 月 26 日(予定)
定款変更の効力発生日	2024 年 6 月 26 日(予定)

以 上